

ドイツの狩猟(7)

狩猟の習俗(その2)

野 島 利 彰

ドイツの狩猟家たちは自分が狩猟を行なう人間、すなわち **Jäger** であることを非常に意識している。それ故、「私は **Jäger** です」は、単に「行為としての狩猟を行なう者」ばかりではなくむしろそれ以上に、「狩猟を行なう<階級>に属する者」を意味する傾向が強い。つまり、中世におけると同じように「私は狩猟者身分です」と自分の身分的出自を物語っているのである。**Jäger** とは現在でもそうした一つの結束した集団と言える。中世を持ち出さないとすれば、**Jäger** は<狩猟業を行なう者>である。動物保護団体の反狩猟運動に対し、狩猟を正当化する根拠に土地利用説がある。つまり、農業が土地を基盤として食用植物を栽培し収穫する業とすれば、狩猟は土地から生ずる動物を収穫する業である、従って、**Jäger** は、農業を行なう者を農業者と言うのに対応して、狩猟を行なう<狩猟業-者>である、とする説である。しかし、この<狩猟業者>の語には、職業的な面が強調される余り、中世の身分の持つ誇りが欠けてしまっている。また、政治家や企業家には狩猟家が多いが、彼らはまさか自分を農民と同列の<狩猟業者>とは言わないであろう。狩猟家の団体は、狩猟の規制を意図するあらゆる法の成立に反対する強力な圧力団体を形成する。中にはこれを<緑^りのマフィア **grüne Mafia**> と言う人もいるが、結束力はそれほど強い。この団結力も言うなれば始めに述べた身分的意識から出ている。

狩猟家は生まれながらにして身分意識を持つのではなく、もちろん狩猟家としての生活の中でそれが形成される。ある人間の集団が、明確に他から分離し得る一つの特殊性を持とうとするならば、それにはいくつかの条件が必要であ

る。小は不良少年のグループから、大は民族に至るまで、それぞれが満たすべき条件を備えている。服装、言語、生活様式、構成員に共通な内的要素（同学年、同窓生、同郷、同業者、同民族、あるいは共通の敵など）等がその条件である。ドイツの狩猟家の場合にはそれは狩猟用語、狩猟の儀式、狩猟技術、狩猟家の衣服、精神的規範としてのドイツ狩猟家精神などである。極言すれば、現在のドイツ人狩猟家が行なっている狩猟に関する全ての営為が、集団としての狩猟家の独自性を日々養っている。狩猟家はこれらを体得する中で狩猟家に育って行く。今回はこれらの中でことに特殊性を強調する例である狩猟用語、狩猟試験合格式、狩猟裁判会について述べる。

狩猟用語 (Jägersprache)

狩猟家の言葉と言っても彼らが自分たちの言葉の隅から隅までを狩猟用語で固めてしまう訳ではない。一般語を基盤にして、所々に彼ら特有の語をちりばめるに過ぎない。それでも部外者である素人には分かりにくい、あるいは隔靴搔痒の感があるかもしれない。紀行文作品のように多数出版されている狩猟体験記で彼らの話し方の実際の例を見よう。

Der *Hals* des Hundes weist mir sicher die Richtung. An meinem Hauch kann ich erkennen, daß der Wind günstig ist. Schon höre ich den Hund nahe vor mir *halsgeben*, das *Blasen* des *Bassen* glaube ich zu hören. (von Pückler)

「猟犬の吠える声が私に獲物のいる方角を間違いなく示している。私の吐く息で風向きが有利であることが分かる。前方の近い所で犬の吠え声もう聞こえて来る。例のでかい雄イノシシの発する怒り声を聞いたような気もする(=犬に追い詰められているのかもしれない)」(野島訳。以下同じ)

Hals (喉)* とは「犬の吠え声」, *halsgeben* (喉を与える) は「犬が吠える」, *blasen* (吹く) は「イノシシが怒って息をシューと吐く」, *Basse* は一般語にはない名称で「大きな雄イノシシ」。* () 内は一般語としての意味。

Vorsichtig *pürschen* wir uns heran, bis wir die Sau unter tiefhängenden Zweigen im *Wundbett* sitzen sehen, während der Hund — wütend halsgebend — vor ihr hin und her springt. So abgelenkt, kommen wir unbemerkt an den *Keiler* heran und können ihm die Kugel hinter den *Teller* setzen. (同)

「注意深く私たちが近付くと、イノシシが【トウヒの】低く垂れ下がった枝の下【の暗い場所】で動かずに傷の痛みを耐えているのが見えた。犬は猛烈に吠えながらその前を右や左に跳ね回っている。イノシシが犬に気を取られていたので、私たちは気付かれずに雄イノシシに近寄り、耳の後ろに銃弾を射ち込むことが出来た。」

pürschen=*pirschen* は狩猟動物を求めて「忍び足で歩く」, *Wundbett* (ケガの寝床) は「ケガを負った狩猟動物が隠れて休んでいる場所」, *Keiler* は「イノシシの成長した雄」, [*die Kugel*] *setzen* ([銃弾を] 置く) は「命中させる」, *Teller* (皿) は「イノシシの耳」。

Wir stießen auf ein kleines *Hirschrudel*, bei dem ein *geringer Knieparstand*. Die Hirsche *eräugten* uns und wurden *flüchtig*. Der Jäger positionierte mich an einem *Wechsel* und schärfte mir ein, nur den *schwachen* zu schießen. Er versuchte, das Rudel zu *drücken*. (von Nolcken)

「私たちは雄ダマジカの小さな群に出会った。その群にはまだ角の生えきらない小柄な奴が一頭いた。シカは私たちを見付けると急ぎ足で移動し始めた。案

内の狩猟家が私をシカの通い道の一つに配置し、先ほどの小柄な奴だけを射つように命じた。彼は群を少しずつ [こちらに] 移動させようとした」

Hirschrudel の Hirsch は「雄のシカ」、Rudel は「シカ類の群」で、この話はダマジカ猟の話なので「ダマジカの雄の群」、gering (少ない) は下の schwach (弱い) と同じで「若くて体の小さい」、Knieper は「角のまだ小さいダマジカ」、eräugen は動物が見て「見付ける」、flüchtig (逃げる) は「急ぎ足で移動すること」、Wechsel (交替) は「ケモノ道」、drücken (押す) は「小さな音を立てて狩猟動物を不安にさせ、ゆっくりと移動させること」

単語解説の () で分かるように、狩猟家は同じ狩猟仲間と話す場合に、大部分は一般語にも登場する単語を使っている。ただし意味が狩猟用語なのである。これらの語が狩猟家の言葉の中に現われる場面は、狩猟動物に関する場合やその動作を表現する場合である、つまり、ある意味で専門的な部分に関してのみである。専門語であることは、その意味の範囲が特定されていることである。例えば、blasen はイノシシが窮地に陥った時に発する音で、普通のブーブーという鳴き声は grunzen である。狩猟家は blasen という語を聞けばすぐに、イノシシがただ鳴いているのではなく、犬に追い詰められている状態であることまで理解するのである。また、Rudel はシカ類の群であるが、ノロシカの群は Sprung であり、イノシシの群は Rotte である。それ故、狩猟家はこのような語彙を用いれば、どの狩猟動物の群であるかを一々説明する必要がない。もちろん、現在では狩猟用語を知らなくとも狩猟許可試験を受験するには何の差し支えもなく、また、知らなくても狩猟家であることが出来る。しかし、ドイツの狩猟家の感覚からは、本当の狩猟家 (gerechter Jäger) であれば必ず狩猟用語を修得しているし、またそれが「本当の」狩猟家の必須条件なのである。

ではいったい狩猟家は狩猟に関する語彙をいくつ知っているのであろうか。狩猟用語は量的にどの程度のものなのであろうか。量を問う場合にまず問

題となるのは、狩猟に何を含めるかである。ドイツの狩猟は、すでに何度か述べているように、中世末期から近世にかけてフランス狩猟の影響を大きく受けた。馬で獲物を追う追走猟や殺戮を見物する囲い込み猟がそれである。また、中国に起源を持つと言われている鷹猟がオランダを經由してドイツに入り、中世の宮廷で大流行した。一方、庶民はモチやカスミ網を使って小鳥を捕らえ日々の糧としていた。そして、ドイツ狩猟の本流として馬によらないアカシカ猟があった。事実、近年(1969年)刊行された、比較的詳しい狩猟用語辞典である Frevert の『狩猟用語辞典』(Wörterbuch der Jägerei) は約 3000 語を見出し語として挙げているが、彼は前書きの中で、ドイツの狩猟に関する語は方言も含めて出来る限り採用した、しかし、追走猟や鷹猟は、純粹のドイツ狩猟ではないので、その用語は除いた、と述べている。彼の採用基準は主に現在も使われている狩猟用語であり、使用頻度の低い語は狩猟文学を読むために必要と思われる限りにおいて掲載している。他方、狩猟史研究所の Schwenk によれば、無形文化財的に存在している鷹猟、現在は行われていない追走猟や小鳥猟の用語、もはや使われていない用語も含め、記録として残っている狩猟に関する用語の総数は 12,000 語以上である。Knaur 社の『狩猟事典』の狩猟用語の項の説明では 6000 という数字を挙げている。

ところで、狩猟用語とは何を指すのであろうか。上の文例で示したように、一般的には素人には聞いても分からない隠語的な用語が、それが印象的であるため、狩猟用語と考えられている。例えば、ツンフトの用語として最も発達したアカシカに関する語では、目を Licht (光るもの)、口を Äser (一般語には存在しない語。一般語では動物の口は Maul)、耳を Lauscher (耳を澄まして聞くもの)、首を Träger (担うもの)、森や繁みに入ることを zu Holze ziehen (木に入る)、特にアカシカの雄が草地から森に入ることを Kirchgang (教会詣り) と言うことなどである²⁾。このように、ある特定の社会集団の中でのみ通用し、一般語とは違った意味の使い方をする例は、Schwenk によれば、実は狩猟に関する語の中で比較的僅かに過ぎない。それに対し、狩猟職人が専門職である限り、一定の事柄を指示する正確な名称や特定の技術を表現する名

称、つまり、専門用語がどうしても必要である。それ故、むしろこれが狩猟用語の多くを占めることになる。このように、隠語のように素人に覺らせないための用語ではなく、狩猟という営為にどうしても必要な技術的な表現が実際には狩猟用語の大部分なのである。

アカシカ猟に関する言葉が職人的な隠語であったことは小鳥猟と比較すればよく分かる。つまり、小鳥猟に関する用語は、猟を行なっていたのが職人ではなく一般庶民であったので他人に隠す必要もないため、一般語そのものであった。その中で理解しにくい語と言えればそれは専門用語、すなわち小鳥を捕らえるために作られた種々の道具の名称や技法に関する語である。同じことが王侯貴族たちの猟についても言える。一元的支配の確立と共に小鳥猟を除く狩猟がしだいに彼らの特権になって行ったが、特権は誇りこそすれ、敢えて秘する必要はない。それ故、王侯たちの間にも本来隠語的な狩猟用語は存在しなかった。彼らが隠語的狩猟用語を用い始めたのは、雇用している狩猟職人たちの言葉を採用したからである。つまり職人言葉が宮廷に広まり、王侯貴族たちも隔離された集団としての職人用語を持つことになったのである。このように狩猟用語からも、現在のドイツの狩猟家の意識が貴族性と職人氣質の二つをあわせ持っていることを説明できる。

狩猟用語をどのように捉えるかで、それがいつ成立したかの問題も異なる。特定の狩猟技術を表現する語の存在という意味では、その起源は古い。早くから大型狩猟動物が絶滅し、その上、宗教上の理由から大部分の住民が哺乳動物を食べることを止めてしまった日本と違い、ヨーロッパには絶えることない狩猟の伝統があるので、その起源をどこまでも遡ることが出来る。それ故、明確な狩猟用語の成立時期を特定することは困難である。しかし、文献的には7世紀に明らかに一般的な用語から分離し得る狩猟用語の存在が確かめられる。この時代には狩猟を禁じた禁制林もまだ成立していず、共有林の中での狩猟は自由であった。人々は様々な道具や技術で狩猟動物を捕らえ、それに関する用語も豊富であった。狩猟が一般的であれば、その用語もまた秘密を要せず一般的である。それに対し、隠語的な狩猟用語が現われて来るのは、ツンフトとして

の狩猟職人の組合の成立と当然歩調を合せ、12世紀になってからである。

以上のような狩猟用語は狩猟家の間だけにその重要性があるのではない。それは同時にドイツ語の不可欠な構成要素なのである。Jacob Grimm は『ドイツ語辞典』の前書きの中で「獵師, 鷹匠, 鳥追いの全ての言い回しはその新鮮さと自然さで私たちに魅了するばかりでなく, その起源は古代にまで達し, 私たちに十分細心な配慮を求めている」と, **anfallen**「鳥が木に止まる」, **bestätigen**「間違いなくある動物であることを姿や足跡などで確認する」, **neu**「新雪」などの例語を挙げ, 狩猟用語のドイツ語における重要性について述べている。実際にドイツ語の中に求めて見れば, そこには種々の狩猟からの言葉が見出される。例えば, かつてアカシカを囲い込んで一定の方向に導くために, 運動会の万国旗飾りのように布切れを下げた綱を森の周囲に張り巡らしたが, ここから **durch die Lappen gehen** (ボロボロを通り抜ける=逃げる) という表現が生まれた。ことに, この綱を張る役目は狩猟夫役 (**Jagdfron**) によって駆り出された農民が負担することが多かっただけに, この言い回しの持つ真実味が感じられる。また, 農民はアカシカはもちろんウサギも狩ることが許されなかったが, 小鳥だけは自由に捕れた。**auf den Leim führen** (モチのついた枝に小鳥を誘き寄せる) が「ペテンにかける」の意味で使われ, **Pechvogel** (モチに捕らえられた小鳥) が「不運な奴」を意味するのは, そうした状況を示しているのである。また, かつて狩猟はかなり残酷に行なわれた。アカシカを多くのイヌに追わせ, 疲れ切らせて殺したり, 断崖の淵に追い詰めて谷に跳び込ませて殺したりした。この **zu Tode hetzen** (イヌをけしかけて殺す) の苦痛の部分が人間の状況に転用されると「人を死ぬほどこき使う」の意味になる。この狩猟の中で時には何度もイヌの群をまいて逃げおおせるアカシカもいる。そのシカは **mit allen Hunden gehetzt sein** (全てのイヌに追われたことがある) のである。この言い回しが悪い意味で人間に転用されると, 「さんざん危険な目をくぐり抜けて来たずる賢い奴」の意になる。もちろん, 中世, 貴族の間で非常に盛んであった鷹狩からの言い回しもある。**sich mausig machen** は「慢心した, 生意気な」の意味であるが, この **mausig** 民衆語源ではネズミと考え

られているが、本当は現代ドイツ語の **Mauser**（羽の抜け替わる時期）と同様に、中高ドイツ語の **mûzec, mûzen** が語源で、鷹の羽が抜け替わることを言う。鷹狩ではこの羽が抜け替わって元気いっぱいの鷹を狩に用いたのである。しかし、行き過ぎも生じ、鷹を少しでも早く狩に使いたいために、まだその時期が来ていないのに薬などを用いて抜け替わりを促進することもあった。「その年齢でもないのに羽が抜け替わったと一人前の顔をする事」がこの言い回しの意味である³⁾。このように狩猟からの言い回しが、例えば、日常の生活や俗信、あるいは職人生活などを起源とする他の言い回し⁴⁾と共に、ドイツ語という言語に具象性 (**Bildhaftigkeit**) を与え、場面を想像しやすくし、平明さを与えている。

狩猟裁判会 (**Jagdgericht**)

狩猟裁判会とは、団体狩の際に行なわれた狩猟規律違反に対する懲罰を与える裁判形式の儀式のことである。現在では単なる儀式に過ぎないが、宮廷狩猟が盛んな頃にはこれもその重要な構成要素であった。その内容を問う前に、直訳すれば「狩猟裁判所」と誤解してしまう **Jagdgericht** という名称について、その由来を尋ねてみよう。

現在、私たちは個人の存在をなんの疑いもなく受け入れている。実際、法的にも「私権ノ享有ハ出生ニ始マル」(民法第1条の3)に見られるように、個人の存在と権利とが自明のものとして結び付けられている。しかし、権利が各個人に付随するという考えが確立したのは、フランス革命で人権宣言が発せられ、これを受けた近代法が各国で成立してからである。それ以前は、権利は特定の集団に与えられ、集団に帰属していたので、個人は集団に属してのみ権利を享受し得た⁵⁾。従って、法(もちろん書かれた法律ではなく、不文の慣習法)も集団ごとに異なっていた。ある職人の組合にはその組合に属する法が、ある都市にはその都市の法が存在した。これら各集団に属する法は歴史の過程の中で特権として領主から与えられたのであった。中世の都市の自治法や、「森に

蜜を集める人々」(駒大外国語部論集32号)で紹介した森林蜂蜜採取組合の裁判権(Zeidelgericht)に関する取り決めもその例である。

他方、ヨーロッパの法制度の歴史においては裁判が大きな役割りを果たして来た。それは伝統でもあった。例えば、古代のゲルマン社会においては民会Dingが一定の期日に行なわれていたが、これは同時に裁判集会でもあった。中世、すなわち現代と違い、書かれた法律の存在しない時代にあっては、裁判の際に古来の慣習が聞かれ、以前の裁判についての古老の記憶が呼び起こされ、これらに則って判決が下され、この手続きを踏むことで全員に再び法が認識されたのであった。Jakob Grimmが過去の法状態を知る資料として収集した判告録(Weistümer)は、領主と農民との間で行なわれた、このような手続きを経て確認された法であった。従って、法は一つではなく、地域や村、身分や職業により異なっていた。法の多様性は裏返せば、領主とある集団との交渉の結果認められた、その集団に固有な権利の承認である。ヨーロッパ社会の自治はこの多種多様の法とそれを確認する裁判とによって支えられた。こうした傾向を考えれば、特殊な集団である狩猟の組織においても裁判が容易に成り立つことが理解できる。

狩猟に関する法や裁判が問題になるのは狩猟職人相互の関係についてのみである。狩猟や森林に関する真の犯罪、例えば樹木の盗伐や狩猟動物の密猟などは、領主に対する犯罪で、始めから領主の裁判権に服する。ところで、狩猟家が職人の一身分として確定したのは、領邦君主が狩猟高権の形で狩猟権を独占し、大型狩猟動物に対する狩猟を宮廷狩猟として行い、殊にフランスの宮廷狩猟がドイツの各宮廷に争って取り入れられ、模倣されるようになってからである。当時すでにフランス宮廷では、アカシカを多数の騎馬で追う追走猟や、多人数の勢子を使ってアカシカを一定の場所に追い込み、待ち構えた射手がこれを殺すのを見物する<囲い込み猟>などの宮廷狩猟がその華やかさを確立していた。宮廷狩猟はウサギや小鳥を捕らえるのとは違い、アカシカやイノシシなどの大型狩猟動物を狩るので、日々これを観察し日常的に狩猟の準備を行なうにはかなり大掛りな組織が必要であった。これを担ったのが宮廷狩猟員であっ

た。彼らは宮廷に雇用されているが故に高い評価を受け、その点で他の職人とは異なっており、それがまた彼らの誇りであった。一般的に職人意識は同じ職人の間にのみ通用する独自の作法を生み出すが、狩猟職人の場合にも同じであった。彼らは、例えば職人的な狩猟方法、獲物の解体の仕方、さらには上で述べた狩猟用語と呼ばれる特殊言葉などを作り出した。もちろん彼らは同じ職人の間ではツンフトとして特権を有し、自治権を持っていた。

つまり、<狩猟裁判会>は自治と、裁判による個別的な法の確認という、ヨーロッパに存在する法意識を背景に成立したと考えられる。事実、この考え方はドイツの狩猟には根強く残り、1934年に施行された帝国狩猟法(Reichsjagdgesetz)は、狩猟家の名誉(=狩猟家精神)に反する行為に対し特別に狩猟名誉裁判所(Jagdehrengericht)を設置し、罰金または狩猟免許の停止を科することが出来た。帝国狩猟法第57条は次のように規定している。

「ドイツ狩猟家会はその会員に対しドイツ狩猟家の名誉を傷つけぬよう求める。狩猟家会はドイツ狩猟家の名誉に反する行為をなしたのに対し名誉裁判を行なう。この目的のために郡狩猟長官事務所の所在地に狩猟名誉裁判所を設置する」(野島訳)

ここで言う<ドイツ狩猟家の名誉>は狩猟法その他によって具体的にその内容が示されている訳ではなく、何が狩猟家の名誉かは慣習的に理解されていた。従って、裁判の結果がその基準になり得た。この狩猟名誉裁判所は、国の裁判制度とは直接には関係がないが、国の官吏である郡狩猟長官(=郡林野長官)が裁判長で、訴えを提起するのは狩猟家の全員加入団体であるドイツ狩猟家会(die Deutsche Jägerschaft)であった。名誉裁判の判決は罰金が主で、重罪の場合には狩猟免許の取消があった。名誉裁判が狩猟家の同業者的結束を基盤としていたことは、その罰金の行方が示している。通常の罰金と異なり、それは国庫という別な組織に流れるのではなく、あくまでも狩猟家のために費やされた。つまり、「密猟者との戦いで倒れた狩猟官と林務官の遺族」を援助

する基金にされたのである（第58条3項）。現在はこの裁判制度は存在していないが、狩猟家精神の維持のための方策は任意加入の州単位の組織<州狩猟連盟 Landesjagdverband>の連合体であるドイツ狩猟保護協会（*der Deutsche Jagdschutzverein*）の懲戒規則に受け継がれている⁶⁾。

宮廷狩猟の組織が整備され、狩猟職人ツンフトの作法が確立し、王侯が積極的にこの作法を採用すること、例えば宮廷人による狩猟用語の使用、で両者が結び付いた。さらに、狩猟の実施面での細かい規定が加わり、宮廷狩猟の規範が作り出された。誰がどのように狩猟動物を追い、誰がどのようにそれを犬や銃で仕留め、どのようにトドメを刺すかが詳しく定められていた。必要に応じてホルンによる指示が与えられ、参加者はその意味を理解し、狩猟動物が今どこでどんな状態であるか、何をすべきかを知った。このように形式が整い、規範に従って狩猟が行なわれれば、参加者の中に不注意あるいは無知により規範に違反する者が現われるのは当然である。狩猟を主催する側は参加者全員に形式を守らせ、狩猟を遺漏のない整った形の儀式にするため、また、未熟な狩猟員に対する教育のため、強制力を持つ何らかの処置が必要になって来る。このような事情から生まれたのが狩猟裁判会である。

さて、狩猟裁判会の具体的内容を見てみよう⁷⁾。裁判という名にも拘わらず、狩猟裁判会の形式は現在私たちが想像する裁判にはほど遠い。1620年代に書かれた Martin Strasser von Kollnitz の『全ての狩猟と狩猟員についての本』“*Puech von allerlai Jägerei und Waldmannschafften*”では、裁判官は狩猟の主催者である王侯、あるいは狩猟長官である。対象となる罪は、正式の狩猟で狩猟用語を用いない、アカシカや他の狩猟動物を寝ていて逃す、あるいは射ちもらすなどである。また、Johann Feyerabend によって1582年に出版された『新狩猟読本』*Neuw Jagd vnnd Weydwerck Buch* は、「狩猟員が狩猟に関する秘密を漏らしたり打ち明けたりすることを厳しく禁止する」と職業上の秘密を漏らすことも罪とし、狩猟裁判の本来の起源であるツンフト的要素をよく示している。

次にこれらの罪に対する罰であるが、Strasser von Kollnitz によると、ま

ず、告訴人として特別に任命された者が裁判官に告訴し、これに基づいてすぐに判決が下される。判決には選択の余地がなく、罪の軽重に関係なく狩猟用短刀 (Waidblatt)、後世ではアカシカ用短刀 (Hirschfänger)、の平刃で違反者の尻を叩く罰が与えられる。違反者の身分は貴族であろうと庶民の狩猟員であろうと問わない。この時代にはまだ教育的で、もし違反者がまだ経験の少ない者であれば、経験豊かな狩猟員がどのようにすべきであったか、どのような狩猟用語を用いるべきであったかを教えつつ叩く。経験者であればその罪を数え上げ、その罪ごとにより力を入れて尻を叩く。違反が重大である場合には、裁判官の判決ないし命令に基づいて狩猟の参加者全員が順に違反者の尻を二三度短刀で叩く⁸⁾。身分の高い貴族の場合には、狩猟からの帰路、シラカバの葉枝で作った環を首に掛けたり、腕に付けたり、あるいは帽子に載せたりして罪を公にした。一般の狩猟員がたびたび違反した場合には儀式抜きに飲食の禁止処分、時には牢に入れられた。

罰を受ける違反者の姿勢は時代により、地域により異なっている。Strasser von Kollnitz では、倒れた樹木の幹、石、切り株などの上に跪く。1751年に出版された Carl von Heppe の『誠実な狩猟教師』“Aufrichtiger Lehrprinz⁹⁾”によれば、その日に倒した一番素晴らしいアカシカ（イノシシの場合には当然イノシシ）を引き出して来て、違反者がその上に直接横になる、あるいは跪くのである。あるいは、1843年の S. Behlen の『狩猟用語事典』“Real- und Verbal-Lexicon”では、その日最高のアカシカないしイノシシに添えた枝（＝枝印）を敷く形である。von Heppeによれば、違反者は打たれるためにさらに狩猟員の手でズボンを下ろされ、尻を露わにした。彼の時代には一段と儀式化しており、手順がより細かい。横になるためのアカシカが引き出されると狩猟員たちがそれを半円形に囲み、腰の角笛を取って三度長く吹く。狩猟用短刀で叩く役は狩猟長官で、それまで命令していた狩猟員から短刀を手渡され、まず開始の合図として一定の＜狩猟の叫び声＞“Jo ho! hech do! hech do! hoch do!” 上げ、次に、叩く前に同じく＜狩猟の叫び声＞である“Jo ho! hoch do!” を上げてから、一度目には「これは主君の殿のため」、

二度目には「これは騎士，侍，供のため」，三度目には「これは狩猟の神聖な掟のため」と叫び，その度に叩く。叩き終わると狩猟長官は再び“Jo ho! hoch do! hoch da ho!”と終了の叫び声を上げ，周囲にいる狩猟員たちはこれに呼応して短刀を鞘からやや抜き，同じく狩猟の叫び声>を上げる。最後に角笛をまた吹いて終わる。そして，大いに笑ったり冗談を言い合ったりして散会する。イノシシ猟の場合には引き出される獲物がイノシシで，<狩猟の叫び声>もそれに対応してやや異なる。

しかし，この狩猟裁判会の本来の目的も次第に余興的な儀式に形骸化した。その例が von Heppe に見られる。それによると，狩猟終了後，主催者の王侯は裁判の対象となる者を見出すために，居合わせた臣下や貴婦人たち¹⁰⁾に狩猟についてわざわざ様々な質問をする。例えば「今日の獲物はどんなアカシカか」と。問われた者が「とても大きなアカシカです (das ist ein braver großer Hirsch)」と日常語で答えたら，それだけで罰の対象となった。つまり，この場合には狩猟用語の ein kapitalguter Hirsch を用いねばならないのである。いずれにしろ，これは裁判儀式に必要な犠牲者を狩猟家以外に求めている点で，また，狩猟の際には皆無であったかもしれない違反者を狩猟後に意図的に作る点で，明らかに狩猟裁判会の持つ教育という本来の目的を逸脱している。

この狩猟裁判会は形を変えて現在でも続けられている。その内容もかつてのように教育的でもなく，儀式的でもなく，団体猟の後の飲酒会の雰囲気盛り上げて楽しい会にするための座興となっている。Frevert の『狩猟の習俗』によると，まず人望のある老練な狩猟家三人を選んで裁判官，検事，弁護人に任命し，それぞれ愉快的な装いをさせ，他にもう一人を選んで廷吏とする。廷吏は枝印，銃，角笛，アカシカ用短刀で飾られた裁判官席の前に被告を連れて行く(屋外の場合には被告はアカシカないしイノシシの上に寝る)。引き出された被告はその場で気高い裁判の存続を祈って先ず一杯飲まなければならない。廷吏もこれに合わせて飲む。裁判官は，裁判が陰気な雰囲気にならないよう，ユーモアで飾りながら明るく愉快に進行させる。判決は罰金と狩猟用短刀による尻打ちであるが，現在では罰金に限られる。額は違反の重さと財産能力によって

決まり、支払われた罰金は狩猟家の共同資金に廻されるか、慈善事業などに寄付される。尻打ちはナチス時代まで存続し、昔どおりに「ヨーホー、これは我がドイツ帝国のため」などと言葉付きで行なわれたが、現在ではほとんど行なわれていない。狩猟裁判会の開廷に際しく狩猟の懲罰の曲が角笛で吹かれる。酒を飲む場に変じたとは言え、裁かれる被告が存在し、裁判には基準がないので、その運営は難しい。Frevertはこの裁判はややもすると恨みを買う場所にもなりかねないので、会を愉快にまとめることが出来る人物がいなければ、むしろ開催をしないほうが良いと言い、Raesfeldは逸脱するくらいならやるなと勧めている。

狩猟試験合格式

ある集団が他から区別された存在であればあるほどそれへの加入は厳しい。文化人類学では、ある年令集団に入るために生命を賭した厳しい<通過儀礼>があることが知られている。狩猟家の集団も職人の集団として成立した時代には、他の職人組合と同じように試練を伴った組織であった。現在の狩猟家は昔のように徒弟制度の中で鍛えられるのではなく、講習会と試験の中でその技術を学んで行く。師の代りに挿絵や写真が豊富で詳しい参考書やビデオが活躍する。従って、狩猟家相互の関係は希薄である。しかし、それでもなお狩猟家としての伝統的な意識が存在する。狩猟家が他の人間と異なることを知らしめるためにはやはり入会の儀式が必要になって来る。それが狩猟試験合格式である。かつて騎士が活躍していた時代に、若い修行終了者を栄誉ある騎士階級に加えるために一定の儀式、すなわち剣で肩に触れる刀礼＝騎士叙任式 (Ritterschlag) があった。同じように、狩猟職人の身分にも古くは修行期間終了者をそこに加え、正式に狩猟職人として承認するための儀式、狩猟職人の刀礼 (Jägerschlag) があった。狩猟職人になるための修行期間は三年で一年目は犬付き (Hundejunge) と呼ばれ、もっぱら猟犬の世話をする。二年目に見習い (Lehrbursche) となり、腰に角笛を下げる事が許される。この期間と、次の

三年目の狩猟若者 (Jägerbursche) と呼ばれる期間は、師匠に付いて狩猟に関するあらゆる知識、技術、習俗などを習う期間で、いくつかの部門に分かれている。アカシカや他の狩猟動物について学び、知識が完全であれば、アカシカ習得者 (hirschgerecht) に、狩猟動物がいる森林およびその樹木について学び終われば森習得者 (holzgerecht) に、猟犬の使い方と訓練方法について知識を得ればイヌ習得者 (hundegerecht) に、そして、銃の扱い方と射撃に通ずれば射撃習得者 (schießgerecht) になる。三年を無事経過すると、狩猟に耐えうる (wehrhaft)、つまり合格と認められ、刀礼が行なわれる。刀礼の中心はアカシカ用短刀の授与で、まず師匠が左手にアカシカ用短刀を持ち、この日を長く記憶に留めさせるために右手で修了者の顔を力いっぱい殴り付け、その後、誇りある狩猟職人の心得を説きながら厳かに短刀を手渡す。修了者がお礼の言葉を述べ、参会者が角笛を吹き、Waidmannsheil! と祝福すると、二人の先輩狩猟職人が宴席に案内し、乾杯をする。そこから先は酒宴で、短くて翌朝まで、長ければ数日続く。現代では狩猟については徒弟制度がないので認定式もない。これに代わるのが狩猟試験合格の祝賀会である。

前回の「ドイツの狩猟 (6)」の注7で述べたように、Frevert は彼の著書によって、狩猟の習俗をむしろ新たに普及させたいという意図を持っていたので、この場合も現状を述べたのではなく、こうあって欲しいという希望、つまり、合格祝賀会を狩猟職人の刀礼に代わる儀式として定着させたい、という希望を述べているように見える。彼は「このように通例に行なっている処もある」という形で、式のやり方を説明している。すなわち、祝辞の後、「一太刀目は汝を狩猟家へと任じ、二太刀目は汝に狩猟家精神を与え、三太刀目は知らぬ動物を射ち殺すなと汝に命ずる」と厳粛に唱えながら、騎士叙任式に因んで司式者がアカシカ用短刀で合格者の右肩に三度軽く触れるのである。ここでFrevert が「軽く触れる」とわざわざ言っているのは <Jägerschlag> の -schlag (打つ) を誤解して、短刀で合格者の肩を強くひっぱたいたり、上で述べた懲罰であるべき尻を叩くことが起こり得るからである。いずれにしても合格したばかりの狩猟家に儀式を課すことで、狩猟家としての伝統的な意識を持た

せるのがその狙いである。¹¹⁾

注

- 1) ドイツの狩猟家たちは伝統的にみな緑色を基調とした衣服を着ているので、ドイツ語の<緑色>は「狩猟」や「狩猟家」を意味する言い換え語になっている。従って、例えば *grüne Geschichte* は「狩猟体験記」、*grüner Humor* は「狩猟のホラ話」を意味する。
- 2) ある一般語を別な一般語で言い換えて表現することは特殊集団の中でよく行なわれる隠語形成の一方法である。このような形の言葉は中世では広く職人組織の中、あるいは盗賊や乞食仲間の間で非常に多く用いられた。狩猟用語もその意味で同じ隠語の範疇に入る。言い換えによる隠語および狩猟用語については『ドイツ語の諸相』に詳しい。クルーゲ p. 99 以下、および p. 158 以下参照。
- 3) Röhrich/Meinel. S. 331 ff.
- 4) 生活では例えば、結婚式から *unter die Haube kommen* 「頭巾を被る」→「(娘が)片付く」、昔は家族のみならず、旅館でも皆が同じベッドに寝たことから *unter einer Decke stecken* 「一つ布団で寝る」→「グルになる」、俗信では例えば、星占いから *unter einem guten Stern geboren sein* 「良い星の下に生まれる」、職人生活では例えば、鍛冶屋から *zwischen Hammer und Amboß sein* 「金槌と金敷きの間にある」→「非常な困窮にある」、靴屋から *bei seinem Leisten bleiben* 「彼の靴型の側に留まる」→「自分の領分を超えない」など多数の例がある。Röhrich: *Lexikon der sprichwörtlichen Redensarten*. S. 23 ff.
- 5) 「中世においては、個々の人は何よりも先ず一定の集団の成員としてそれぞれの権利を有したのである。或る都市の市民は、まさにその都市の市民として、その都市に与えられた特権にあずかった。手工業者は、かれのツンフトのものとされた法的地位を享有した。学生は、集団として彼の大学とか彼の同国人学生団に付与されていた権利を有した。後の時代になると個々の人や市民の権利が語られたのに、中世が知っていたのは、都市や社会的集団のもろもろの権利や自由であった。このような基本的制度のもとでは法は万人にとって同等ではありえない。それはむしろ集団ごとに異なっていた。したがって、中世における法定立の最も重要な形式といえ、それも多分やはり特許状ないし特権であり、これは、通例、個々の人ではなく或る集団一部族、家、修道院、都市とか大学一の特別の地位を確定する規約であった。」『近代法への歩み』 p. 30

6) ドイツ狩猟保護協会懲戒規則

第1条

全ての狩猟家の義務は特に以下に掲げる事項である。

- a) 狩猟動物の保護，狩猟の実施，伝統的狩猟の維持についての成文および不文の法律の遵守。
- b) さらに，とりわけまた他の狩猟家に対する態度において，狩猟家全体の声望を傷つけると認めるに足る全ての行為を行わないこと。

第2条

第1条に対する故意および過失による違反行為は義務違反として懲罰手続きにより罰せられる。

- 7) 以下，近世の狩猟の懲罰については主として林業雑誌 AFZ 所載の Schwenk の論文による。
- 8) 1680 年に書かれた Jacob Döpler の記述によれば，狩猟員たちは嫌われ者に対し，これこそ良い機会とばかりに日頃の恨みを込めて力いっぱい叩いたので，痛みが数日消えなかったという。Schwenk. S. 1192.
- 9) Lehrprinz とは狩猟用語で，狩猟見習い者に狩猟に関する知識，技術，習俗等を教える「指導者」「先生」の意。Frevert: Brauchtum. S. 20
- 10) 処罰される者が貴婦人であれば，職人身分である狩猟員でなく，宮廷狩猟官が彼女のスカートをまくって尻を出させる。叩く役は主催者である王である。von Heppe は言う，「違反者が身分の高い婦人であれば，王自らこの婦人に罰を執行する楽しみを味わう」。Schwenk. S. 1192.
- 11) 狩猟試験用の参考書“Jägerprüfung”でも狩猟習俗の章で，一項を設けて狩猟試験合格式について述べている。ここにも試験のための知識を通してこの儀式を普及させようという狙いが感じられる。また，Jägerprüfung は合格式を機会に，狩猟保護協会が発行する，綺麗なく狩猟家証書>を前もって用意し，アカシカ用短刀による刀礼の前にそれを厳かに授与することを勧めている。なお，この参考書では刀礼の際に述べる言葉に Frevert とは少し違いがある。「一太刀目は汝を狩猟家へと任じ，二太刀目は汝に常に正しきことを行なう力を付与し，三太刀目は汝が決して狩猟家の名誉を放棄しないことを汝に義務づける」。Jägerprüfung S. 385

参考文献（新たに付け加えたもののみを示す）

Raesfeld, Ferdinand von: Das deutsche Waidwerk. 14. Aufl. Paul Parey. Hamburg, Berlin. 1980.

- Blase, Richard/Pettinger, Franz: Die Jägerprüfung. 24. Aufl. Neumann-Neudamm. Melsungen. 1988.
- Kehrein, Joseph und Franz: Wörterbuch der Weidmannssprache. 1898. repr. Sandig Reprint Verlag. Vaduz/Liechtenstein. 1985.
- Röhrich, Lutz/Meinel, Gertraud: Redensarten aus dem Bereich der Jagd und der Vogelstellerei, in: Et multum et multa. Festgabe für Kurt Lindner. de Gruyter. Berlin, New York. 1971.
- Nolken, Andreas von: Jahreszeiten eines Jägers. P. Parey. 1989.
- Puckler, Mark G. von (Hrsg.): Büchsenknall und Hörnerklang. P. Parey 1989.
- Schwenk, Sigrid: Zum Brauch des Weidmesserschlagens oder Pfundgebens. in: Allgemeine Forstzeitschrift. 1988 Nr. 44. BLV.
- H. コーイング著, 久保正幡・村上淳一郎訳『近代法への歩み』東京大学出版会 1986年
- F. クルーゲ著, 吉島茂・石川光庸訳『ドイツ語の諸相』クロノス 1981年